

市議案第59号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務等を追加するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法</u>の例による。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用し</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）</u>の例による。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）本則の表1の項下欄に掲げる事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

(現 行)			(改 正 後)																																			
<p>て他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>市長</td> <td>生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関	事務	(省 略)			5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	6	(省 略)		<p>4 (省 略)</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市長</td> <td>身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市長</td> <td>身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市長</td> <td>小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対</td> </tr> </tbody> </table>				機関	事務	(省 略)			5	(省 略)		6	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	7	市長	身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	8	市長	身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	9	市長	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対
	機関	事務																																				
(省 略)																																						
5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの																																				
6	(省 略)																																					
	機関	事務																																				
(省 略)																																						
5	(省 略)																																					
6	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの																																				
7	市長	身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの																																				
8	市長	身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの																																				
9	市長	小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対																																				

(現 行)				(改 正 後)			
			は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの				
6	(省 略)			5	(省 略)		
				6	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの
				7	市長	身体障害者に対する身体障害者手帳交付に係る診断料支給事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
				8	市長	身体障害者に対する自動車改造費助成事業の実施に関する事務であ	地方税関係情報又は障害者関係情報であって市規則で定めるもの

(現 行)		(改 正 後)	
			って市規則で定めるもの
			の
		9 市長	小児慢性特定疾病児童地方税関係情報，生活保護関係情報，外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって市規則で定めるもの
			等に対する日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
<p><u>備考</u></p> <p>1 <u>この表において「地方税関係情報」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において「医療保険給付関係情報」とは，健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号），地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。</u></p> <p>3 <u>この表において「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」とは，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19</u></p>			

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>年改正法」という。) 附則第4条第1項の支援給付の支給の実施, 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (以下この項において「旧法」という。) 第14条第1項の支援給付, 平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項 (平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。) 並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更, 同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報をいう。</u></p> <p><u>4 この表において「障害者関係情報」とは, 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害者に関する情報をいう。</u></p> <p><u>5 この表において「児童手当関係情報」とは, 児童手当法 (昭和46年</u></p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。</u></p> <p><u>6 この表において「介護保険給付等関係情報」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。</u></p> <p><u>7 この表において「障害者自立支援給付関係情報」とは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報をいう。</u></p> <p><u>8 この表において「児童扶養手当関係情報」とは，児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。</u></p> <p><u>9 この表において「特別児童扶養手当関係情報」とは，特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。</u></p>	

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

市議案第60号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長の附属機関として、豊中市立幼保連携型認定こども園移
管先事業者選定委員会を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	（省 略）		市長	（省 略）	
	豊中市行政文書 等審議会	（省 略）		豊中市行政文書 等審議会	（省 略）
				豊中市立幼保連 携型認定こども 園移管先事業者 選定委員会	豊中市立幼保連携型認定こども園を移管する事 業者の選定についての調査審議に関する事務
（省 略）			（省 略）		

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

市議案第61号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、個人の市民税の所得控除の対象者に特定親族を有する者を追加するとともに、加熱式たばこの課税方式の見直しを行うため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （省 略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、</p>	<p>配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第2号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （省 略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>扶養親族</u>の氏名</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、<u>合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>扶養親族</u>の氏名</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p>	<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第32条の2 令和8年4月1日以後に第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第97条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第97条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)</u> 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>する方法</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 <u>前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第32条の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊中市市税条例（以下「新条例」という。）第19条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の豊中市市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第32条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、豊中市市税条例第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第32条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 豊中市市税条例第99条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第32条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第32条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

市議案第68号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する
条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

投票管理者，開票管理者，選挙長，投票立会人，開票立会人及び選挙立会人並びに不在者投票の外部立会人の報酬の額を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(71) (省 略)</p> <p>(72) 投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u></p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 投票管理者会議その他投票事務に係る会議に出席する場合 日額 <u>6,400円</u></p> <p>(73) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>11,300円</u></p> <p>ただし、投票事務に従事する時間が10時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(74) 開票管理者 1選挙につき <u>12,300円</u></p> <p>ただし、複数の選挙の開票事務を同時に担任する場合にあつては、重複して支給しない。</p> <p>(75) 選挙長 1選挙につき <u>15,300円</u></p> <p>ただし、複数の選挙の選挙会事務を同時に担任する場合にあつては、重複して支給しない。</p>	<p>第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。</p> <p>(1)～(71) (省 略)</p> <p>(72) 投票所の投票管理者 日額 <u>14,500円</u></p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 投票管理者会議その他投票事務に係る会議に出席する場合 日額 <u>7,250円</u></p> <p>(73) 期日前投票所の投票管理者 日額 <u>12,800円</u></p> <p>ただし、投票事務に従事する時間が10時間以内の場合は、日額に投票事務に従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(74) 開票管理者 1選挙につき <u>13,900円</u></p> <p>ただし、複数の選挙の開票事務を同時に担任する場合にあつては、重複して支給しない。</p> <p>(75) 選挙長 1選挙につき <u>17,300円</u></p> <p>ただし、複数の選挙の選挙会事務を同時に担任する場合にあつては、重複して支給しない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(76) 投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u></p> <p>ただし、立会時間が12時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(77) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>9,600円</u></p> <p>ただし、立会時間が10時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(78) 開票立会人及び選挙立会人 1選挙につき <u>10,200円</u></p> <p>(79) 不在者投票の外部立会人 日額 <u>10,900円</u></p> <p>ただし、立会時間が7時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて8.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(80)・(81) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(76) 投票所の投票立会人 日額 <u>12,400円</u></p> <p>ただし、立会時間が12時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて13で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(77) 期日前投票所の投票立会人 日額 <u>10,900円</u></p> <p>ただし、立会時間が10時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて11.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(78) 開票立会人及び選挙立会人 1選挙につき <u>11,600円</u></p> <p>(79) 不在者投票の外部立会人 日額 <u>12,400円</u></p> <p>ただし、立会時間が7時間以内の場合は、日額に立会いに従事した時間を乗じて8.5で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）とする。</p> <p>(80)・(81) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の委員等の報酬及び費用弁償条例第2条第1項第72号から第79号までの規定は、その期日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票として選挙管理委員会が定めるもの（以下「選挙等」という。）に係る投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙長、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並

びに不在者投票の外部立会人（以下「投票管理者等」という。）に対する報酬について適用し、その期日が施行日前である選挙等に係る投票管理者等に対する報酬については、なお従前の例による。

市議案第62号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
曾根島江線整備工事 (合併入札)	187,000,000円	橋本建設株式会社

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

入札結果表

仮契約日		令和 7 年 5 月 20 日		件名 (電子入札対象案件)			場所		
契約業者名		橋本建設 (株)		履行期間			豊中市 庄内栄町5丁目地内外		
契約金額		187,000,000		本契約締結日 から			担当部 (局) 課 (室)		
(内消費税額)		17,000,000		令和 9 年 3 月 31 日 まで			都市基盤部 基盤整備課		
契約金額		187,000,000		契約方法			種別		
(内消費税額)		17,000,000		一般競争入札			土木工事		
所在地		大阪府豊中市上野西1-12-26			落札		令和 7 年 4 月 10 日 午後 1 時 00 分		
最低制限価格 (税込)		201,051,400		落札金額		令和 7 年 5 月 7 日 午前 9 時 00 分 から			
最低制限価格 (税抜)		182,774,000		187,000,000		令和 7 年 5 月 8 日 午後 5 時 00 分 まで			
開札日時		令和 7 年 5 月 9 日 午前 10 時 00 分		落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。					

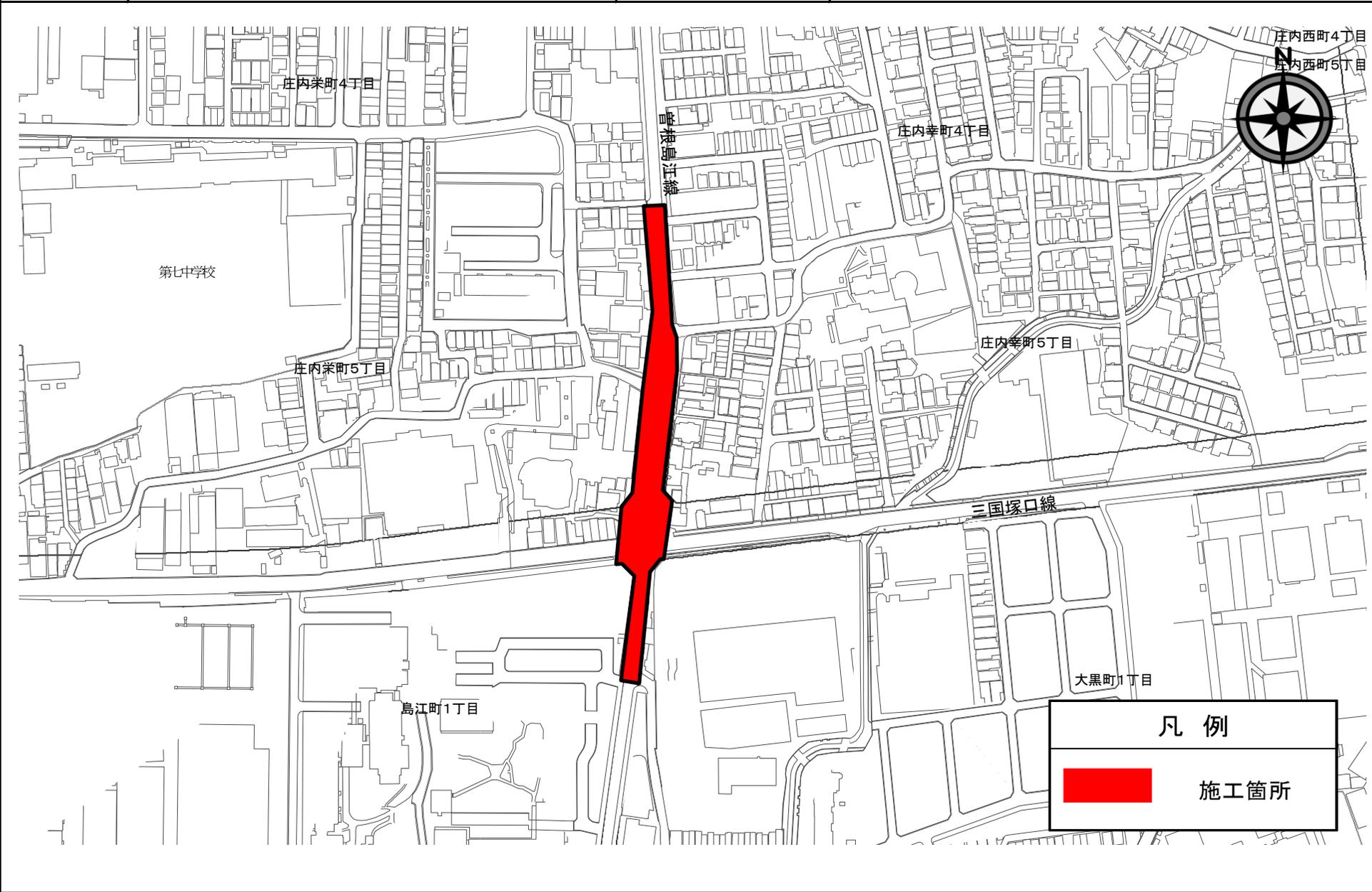
合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
	1	橋本建設 (株) 1684-0	落札 170,000,000				93.01%
	2	(株) エイチエスケイ 1799-0	最低制限価格未満失格 161,055,000				
	3	光耀建設 (株) 1453-0	最低制限価格未満失格 162,344,000				
工事概要							
撤去工	1 式						
仮設工	1 式						
土工	1 式						
排水工	1 式						
境界工	1 式						
安全施設工	1 式						
舗装工	1 式						
電線共同溝工	1 式						
備考							

業者経歴表

件名	曾根島江線整備工事（合併入札）
----	-----------------

業 者 名	資 本 金	技 術 職 員 数	主 な 工 事 経 歴	請 負 金 額	発 注 者	備 考
1684-0 橋本建設（株）	千円 45,000	人 9	新千里2号線（北新田橋）改修工事	千円 283,511	豊中市	

件名	曾根島江線整備工事(合併入札)	場所	豊中市庄内栄町5丁目地内外
----	-----------------	----	---------------



市議案第63号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

記

件名	契約金額	契約先
豊中市立庄内さくら学園 非常用発電機設備設置工 事	286,000,000円	株式会社九電工 関西支店

（提案理由）

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

見積結果表

仮契約日		令和7年5月13日		件名			場所	
契約業者名		(株)九電工 関西支店		豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事			豊中市庄内幸町4丁目29番2号	
契約金額		286,000,000		履行期間			担当部(局)課(室)	
(内消費税額)		26,000,000		本契約締結日から 令和8年3月13日まで			財務部 施設課	
契約業者所在地		大阪府大阪市中央区南船場2-9-8		契約方法		種別		
予定価格(税込)		302,441,700		任意契約2号該当採用		電気工事		
予定価格(税抜)		274,947,000		電送		令和7年4月18日 午前10時00分		
最低制限価格(税込)		設定なし		見積合せ		令和7年5月12日 午前10時00分		
最低制限価格(税抜)		設定なし		落札金額は、入札金額に消費税を加算したものを。		第一入札室		

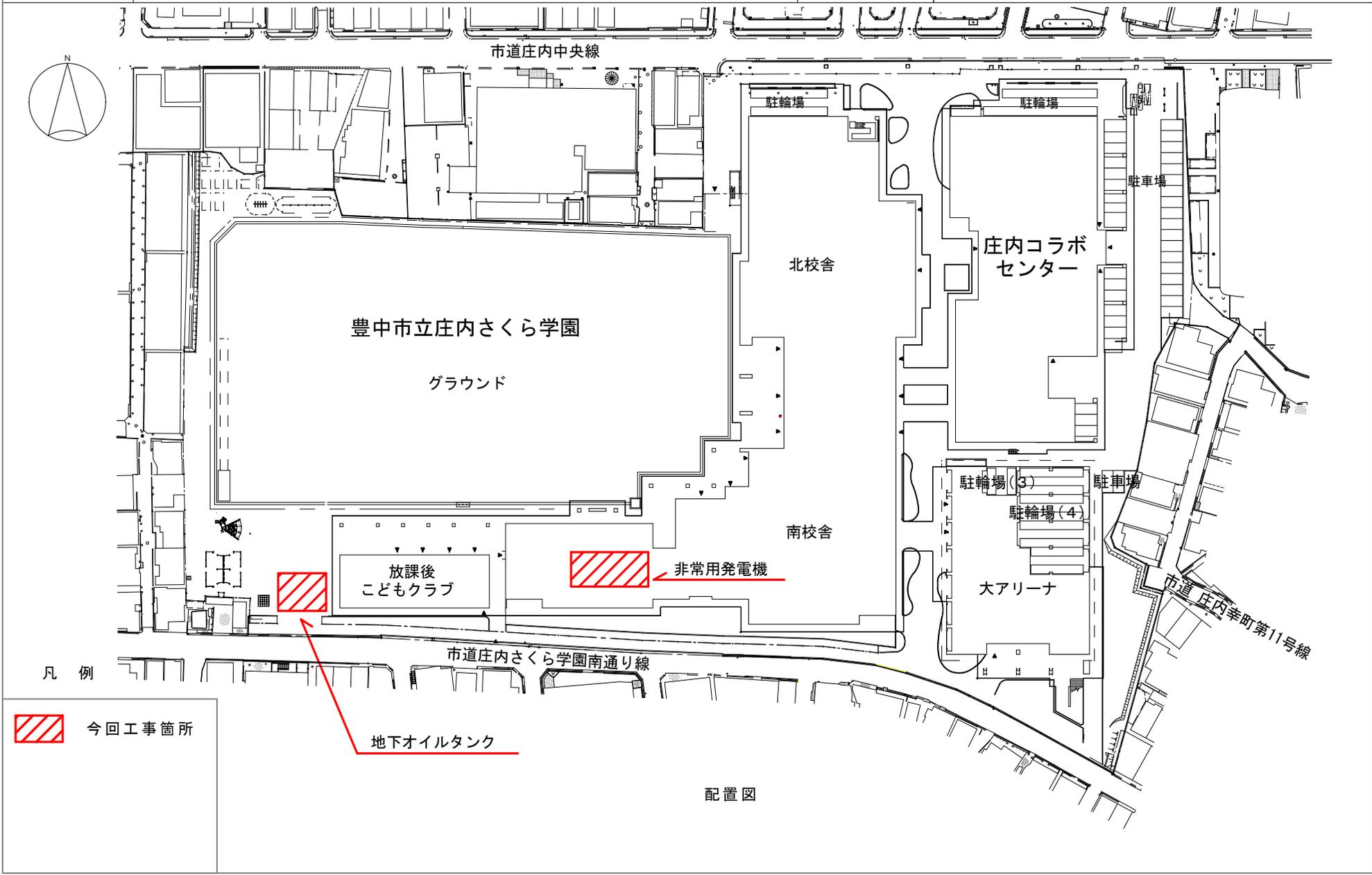
合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	2281-1 (株)九電工 関西支店	採用 260,000,000				94.56%
工事概要							
豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事一式を行うもの。							
備考							

業者経歴表

件名	豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事
----	-------------------------

業 者 名	資 本 金	技 術 職 員 数	主 な 工 事 経 歴	請 負 金 額	発 注 者	備 考
2281-1 (株)九電工 関西支店	千円 12,561,000	人 2,111	小郡（元補）非常用発電機新設等電気その他工事	千円 237,160	防衛省九州防衛局	

件名	豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事	場所	豊中市庄内幸町4丁目29番2号
----	-------------------------	----	-----------------



凡例

 今回工事箇所

 地下オイルタンク

配置図

随意契約理由書

件 名	豊中市立庄内さくら学園非常用発電機設備設置工事
契約の相手方	株式会社九電工 関西支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>本工事は、豊中市立庄内さくら学園において、停電災害時においても 7 2 時間避難所の安定した運営を確保するため、非常用発電機を設置し、既設受電設備の改造を行うものです。</p> <p>本工事には停電災害時の商用電源と非常用電源の切替えを行うための既設受電設備の改造工事が含まれており、当該設備の設計・施工者以外のものに施工させた場合、当該設備の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることから、当該設備を含めた施設新築工事に従事し、現場の状況に精通した株式会社九電工 関西支店と、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備 考	

市議案第64号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

記

1	件名	服部天神駅前広場整備工事
2	変更前契約金額	388,960,000円
3	変更後契約金額	397,404,700円
4	今回変更による増額	8,444,700円
5	変更の要因	労務単価及び物価上昇に伴う契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の規定により工事請負金額の増額変更を行うもの
6	契約先	橋本建設株式会社

（提案理由）

上記の工事について請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の規定により提案するものである。

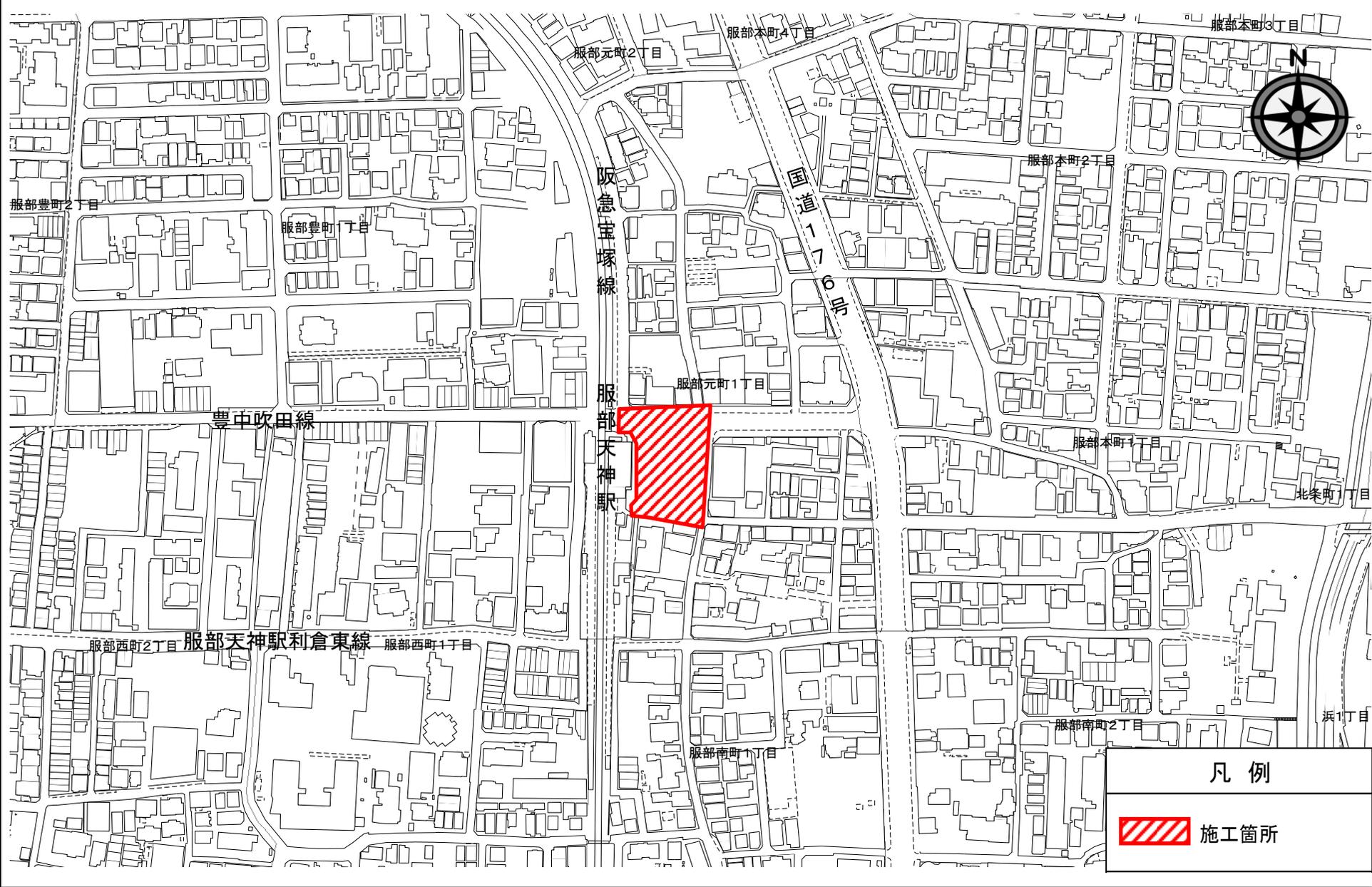
契約変更表

件 名		場 所	
服部天神駅前広場整備工事		豊中市服部元町1丁目地内	
		担 当 部 (局) 課 (室)	
		都市基盤部 基盤整備課	
仮契約日	令和7年5月9日	履行期間	令和6年12月26日から 令和8年3月31日まで
契約業者名	橋本建設(株)	契約方法	総合評価一般競争入札 落札
契約金額	397,404,700	種別	土木工事
(内消費税額)	36,127,700	契約業者所在地	大阪府豊中市上野西1-12-26
予定価格(税込)		現場説明	
予定価格(税抜)		見 積 合 せ	
		低入札基準価格(税込)	落札金額
		低入札基準価格(税抜)	落札金額は、入札金額に消費税を加算したものを。

合 算 又 は 按 分 状 況	変 更 の 内 容
	変更前契約金額 + インフレスライド増額分 = 変更後契約金額 388,960,000円 8,444,700円 397,404,700円
工 事 概 要	
備 考	

当初契約日 令和6年12月26日

件名	服部天神駅前広場整備工事	場所	豊中市服部元町1丁目地内
----	--------------	----	--------------



市議案第65号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
小型動力ポンプ台車付 （ 消 防 団 ）	30,976,000 円	中央商工株式会社

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第3条の規定により提案するものである。

入札結果表

		件 名				場 所		
		小型動力ポンプ台車付(消防団)				豊中市消防訓練場 豊中市原田中1-12		
						担 当 部 (局) 課 (室)		
						消防局 警防課		
仮 契 約 日	令和7年5月15日		履行期間	本契約締結日 から 令和8年3月31日 まで	契約方法	一般競争入札 落札	種別	消防・防災用品
契 約 業 者 名	中央商工(株)		大阪府大阪市旭区大宮4-22-1		電 送	令和7年 4月 25日 午前 9時 00分		
契 約 金 額	30,976,000	契 約 業 者 所 在 地			入 札			
(内消費税額)	2,816,000							
予 定 価 格 (税 込)	非公表	最低制限価格(税込)	設定なし	落 札 金 額	30,976,000	令和7年 5月 14日 午後 1時 00分		
予 定 価 格 (税 抜)	非公表	最低制限価格(税抜)	設定なし	落札金額は、入札金額に消費税を加算したものを。		第1入札室		

合 算 又 は 按 分 状 況	No.	業 者 名 及 び 入 札 経 過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	中央商工(株) 50081-0	落札 28,160,000				94.46%
	2	木内ポンプ(株) 50718-0	28,820,000				
概 要							
小型動力ポンプ台車付 11台分							
備 考							

業者経歴表

件名	小型動力ポンプ台車付（消防団）
----	-----------------

業者名	資本金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
50081-0 中央商工(株)	千円 19,000	小型動力ポンプ（B-3級）	千円 7,920	豊中市	

①小型動力ポンプ台車付

型式(C-1級)	株式会社IHIシバウラ FT310M
----------	--------------------

②納車台数 11台

市議案第66号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるものとする。

令和7年（2025年）5月30日提出

豊中市長 長内繁樹

記

動 産 名	買 入 れ 金 額	買 入 れ 先
豊中市立学校学習者用 タブレット端末一式	241,662,960 円	株式会社内田洋行 大 阪 支 店

（提案理由）

上記の動産を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第3条の規定により提案するものである。

入札結果表

仮契約日		令和7年5月20日		件名			場 所		
契約業者名		(株)内田洋行 大阪支店		豊中市立学校学習者用タブレット端末一式			市立学校		
契約金額		241,662,960		履行期間			担当部(局)課(室)		
(内消費税額)		21,969,360		本契約締結日 から 令和7年10月31日 まで			教育委員会事務局 教育センター		
契約金額		241,662,960		契約方法			種別		
(内消費税額)		21,969,360		一般競争入札 落札			OA機器・サプライ用品		
契約金額		241,662,960		大阪府大阪市中央区和泉町2-2-2			電 送		
(内消費税額)		21,969,360		最低制限価格(税込)			令和7年 5月 2日 午前 9時00分		
予定価格(税込)		非公表		設定なし			入 札		
予定価格(税抜)		非公表		設定なし			令和7年 5月 16日 午後 3時30分		
				落札金額 241,662,960			第1入札室		
				落札金額は、入札金額に消費税を加算したものを。					

合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回(円)	落札比率
	1	52890-1 (株)内田洋行 大阪支店	落札 219,693,600				91.64%
	2						
概 要	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
備 考							

業者経歴表

件名	豊中市立学校学習者用タブレット端末一式
----	---------------------

業者名	資本金	主な経歴	請負金額	発注者	備考
52890-1 (株)内田洋行 大阪支店	千円 5,000,000	豊中市立小中学校教員用タブレット端末及び無線投影システム一式(令和3年度)	千円 128,571	豊中市	

豊中市立学校学習者用タブレット端末一式

分類	機器名	数量
学習者用タブレット端末一式	11インチiPad Wi-Fi + Cellularモデル 128GB-SV	2,906
	付属品(キーボード付きケース RUGGED COMBO 4(5年保証)、イヤホン用変換アダプタ、導電性繊維ペン先タッチペン)	2,906
	ライセンス(MDM Jamf Pro、フィルタリングソフト Umbrella)	2,906
	端末キッティング、設置作業他	一式